



県内農業者の声

～収入保険に入ってよかった～

安心感が違う！ 国見町 黒田嬢さん(36) 水稻1.4ha・果樹1.3ha

これまで果樹共済に加入していましたが、価格低下による販売収入の減少も補てんできると説明を受け加入しました。

昨年の台風19号など、毎年起こりうる自然災害、温暖化により、害虫や病気の発生も心配です。予測できなかったコロナウイルスの影響にも収入保険だと対応できるので、あらゆるリスクに対して心配することなく、新品種導入にも安心してチャレンジできているので、安心してお客様のために日々の作業ができるのが何よりです。



収入保険の補償内容などの詳細は、以下の相談窓口にお問合せください。

本所…………… ☎024-521-2730

県北支所…………… ☎024-544-2711

保原会館…………… ☎024-572-5733

安達支所…………… ☎0243-23-7777

郡山田村支所…………… ☎024-933-3307

田村出張所…………… ☎0247-82-0249

いわせ石川支所…………… ☎0247-37-1003

白河支所…………… ☎0248-27-1121

棚倉出張所…………… ☎0247-33-2261

会津支所…………… ☎0241-23-5144

南会津出張所…………… ☎0241-62-5588

相馬支所…………… ☎0244-23-6236

双葉支所…………… ☎0240-22-4111

いわき支所…………… ☎0246-24-1166

備えの種をまこう。



ホームページは
こちらから！

コロナ禍減収も補償対象！

収入保険

あらゆるリスクを補償する
農業者のための保険



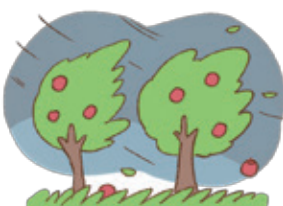
幅広い
リスクに
対応！

福島県独自の
保険料
助成！

「入って良かった」
との
安心の声！

収入保険は 様々な収入減少をカバーします！

自然災害等で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



けがや病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



新型コロナウイルス感染症の影響による価格下落や、観光農園や直売所などの客足減少による販売収入の減少も補償の対象です！

数多くの加入者に
保険金が支払われています！



加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

補償内容

保険期間の収入が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てでない）の組み合わせができます。

- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象となります。
- 基準収入は、加入者の過去の青色申告実績と保険期間の営農計画も考慮して設定します。

例えば、基準収入1,000万円の場合、保険方式の保険料7.8万円、積立方式の積立金22.5万円、付加保険料2.2万円で、**最大810万円の補てん**が受けられます。

- 積立金は、保険金の受取りがなければ翌年に繰り越されます。
- 補償額に限度を設けることで、最大4割安い保険料で加入できるタイプもあります。

福島県独自の保険料 助成措置があります！



対象者

令和3年から収入保険に初めて加入される方で、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年の農業収入が過去の収入と比較して10%以上減少した方



加入者が負担する保険料の1/3を助成！

例えば、基準収入1,000万円の場合、
保険料約7.8万円の1/3⇒約2.6万円を助成

※福島県の予算の範囲内に限ります。

収入保険と保険料助成のスケジュール（個人の場合のイメージ）

令和2年	令和3年	令和4年
～12月末まで	1月～12月 （税の収入の算定期間）	確定申告後 （3～6月）
● 加入申請（保険料助成申請） ● 保険料・積立金・付加保険料の納付	● 保険期間	● 保険金・特約補てん金の請求・支払
※保険料・積立金は分割支払も可能。（最大9回まで）	※災害等により資金が必要な場合は、つなぎの融資（無利子）が利用可能	

令和2年12月末まで ▶▶▶ 加入申請に併せて、保険料助成申請書を提出

令和3年2月～3月中旬 ▶▶▶ NOSAIへ令和2年分確定申告書の写しを提出

※助成を受けるには、書類の審査がありますので、お早めの提出をお願いいたします。



NOSAIより、該当者へ助成金の交付（口座振込）

※保険料等の一部助成については、市町村独自に実施している場合もございます。